

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年2月14日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 業務概要

### (1) 業務名

子ども・若者相談センター「アンダンテ」設置運営委託

### (2) 業務目的

主に30歳代までの悩みや困り事を抱える子ども・若者とその家族の支援

### (3) 業務内容

主に30歳代までの悩みや困り事を抱える子ども・若者に対し自立に向けての第一歩を踏み出すための支援として、個別面談や電話相談、オンライン相談、メールによる簡易相談、適切な支援機関の紹介、交流スペースの運営、保護者の交流会等の事業を実施する。

## 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 参加資格

不登校やひきこもりに対する専門的見識を備え、以下の条件をすべて満たす者。

要件の確認基準日は企画提案書の提出日とし、契約締結までの間に(1)～(4)の要件を欠くこととなった場合には、契約締結はできないものとする。

- (1) 静岡県内に活動拠点（本社または営業所等）を有し、静岡県内を中心に活動していること。
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体や個人でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体や個人でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 4 選定基準

提出された書類とプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館8階  
静岡県教育委員会社会教育課青少年指導班  
電話番号 054-221-3305 FAX番号 054-221-3362  
E-mail kyoui\_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

### (2) 募集要項の配布

#### ア 交付期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月27日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 配布場所

上記(1)に同じ

#### ウ インターネットの利用による取得

静岡県教育委員会社会教育課のホームページからの取得も可能である。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/shakaikyoiku/seishonen/1003939/index.html>

### (3) 提出書類等

#### ア 提出書類

応募書、事業企画書、団体の概要、誓約書、見積書、団体の概要がわかる資料（定款等）

#### イ 提出期限

令和7年2月27日（木）午後5時 持参又は郵送必着

#### ウ 提出場所

上記(1)に同じ

### (4) 審査委員会（プレゼンテーション）

ア 日時 令和7年3月13日（木）午後2時から

イ 場所 静岡県庁 西館4階 第一会議室A

## 6 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は募集要項による。なお、本件に係る照会窓口は、上記5(1)に同じとする。
- (3) 募集に係る説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (5) 事業企画書の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (6) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (7) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵

守る旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。